

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

「下田地域ケアプラザが目指すもの」

当法人運営による下田地域ケアプラザはこの8月で開所25周年を迎えます。地域住民および各関係団体と共に歩んできた経験と実績をもとに、次期指定管理期間においてもこの役割を全うしたいと考えております。

地域ケアプラザは市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように建てられた福祉施設です。地域の方々に「ここ（ケアプラザ）へ行けば何か解決に近づけるのではないか」と感じていただけるよう下記の通り取り組んでまいります。

「取り組むべき事項」

(1) 地域包括ケアシステムの推進に向けて

- ・地域ケア会議と地域福祉保健計画（ひつとプラン港北）との連動
- ・医療や介護、施設等とのネットワークや協働の強化
- ・「きょういく きょうようプロジェクト」の拡大（情報収集と発信）
- ・介護予防や健康づくり、生きがい作りの為の事業展開

(2) 高齢・子育て・障害・困窮を問わず、適切な支援に結び付ける関わり

- ・子育て世帯へ向けの事業による親の孤立予防、仲間づくりの推進
- ・障害相談機関との協働による事業展開（講座やサロン）
- ・地域団体と協働した食支援や子ども食堂運営への支援

(3) 認知症支援の推進

- ・チームオレンジ活動の推進
- ・認知症カフェや介護者のつどい等による認知症理解の促進と本人家族支援
- ・成年後見制度等の啓発や活用等権利擁護への継続した取り組み

(4) ケアプラザ活動の周知

- ・広報紙による毎月の情報の発信
- ・ホームページによる基礎情報、X（旧 Twitter）やインスタグラムの活用

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

「担当地域の特色」

担当している日吉地区は、人口が78,000人を超える市内一大きな連合町内会・地区社会福祉協議会エリアです。2つの中学校、5つの小学校のある広域地区です。そのため、日吉本町地域ケアプラザと包括担当エリアを分け合いながら、相談支援等を行っております。

地形的には東西に長く、平地の多い南部と山坂の多い北部とに分かれ、下田ケアプラザは山坂の多い北西部に位置しています。

東急東横線の日吉駅を中心に東京のベッドタウンとして昭和30年代に持ち家を構えた方々が多くいる一方、代替わりも進んでいます。

エリア内には慶應義塾大学日吉キャンパスや日大高校等もあり、若い世代とも多く出会える町です。

○包括担当エリア人口（令和6年3月現在）

人口：25,262名

14歳以下：2,974人（11.8%）

15～64歳：16,374人（64.8%）

65歳以上：5,914人（23.4%）

〈課題と取り組み〉

地域福祉保健計画「ひっとプラン港北」の日吉地区計画として、「つながり作りを考える」をテーマに掲げています。市内一の規模を誇る日吉地区では地区内にある6つの民児協エリアごとに設置されている地域ケア委員会を推進母体として話し合いが重ねられました。

新型コロナが感染症の5類移行後の「地域のつながり」の再開のむけては日吉地区社協としてふくふくプロジェクト実行委員会を立ち上げ、日吉地区内における、公共・福祉施設をめぐるスタンプラリーを実施しました。未就学児や小学生、その保護者。そして高齢者が多く参加され、ケアプラザや自治会館に「初めて来ました」という感想も多く聞こえ、福祉施設等を知る良い機会となりました。ケアプラザは区、区社協とともにこの取り組みを支援しました。

つながりを欠くことにより孤立や閉じこもり、周囲の無関心が危ぶまれます。それらを解消すべく、「公園でラジオ体操」は当初5,6人の参加者しか集まりませんでしたが、短時間、屋外、事前申し込み不要と参加のハードルが低いこともあり、現在では50名規模に広がりを見せ、その活動はほかの場所で自治会主催のラジオ体操立ち上げのきっかけともなりました。

「地域活動における人材不足」も顕著で、自治会活動やボランティア活動に支障をきたす状況になってきています。従前の組織運営にとらわれず、気軽に地域活動に参加できる工夫として下田地区ではスマートフォンアプリを活用した結果、これまで地域活動に参加することが無かった方との出会いにつながりました。

5期計画に向けても引き続き「つながり」づくり「人材発掘」が課題と考えられ、フレイル予防の観点からも「地域へ出かける」活動が広がるよう日吉本町地域ケアプラザをはじめ各機関と共に支援していきます。

市内でも生活保護率が低い港北区においても貧困に関する課題が顕在化してきています。地域の子育て支援団体「下田子育て応援会」「下田そだってネット」等と情報を共有し、担当地域における小学生がいる家庭の課題を把握し、子ども食堂とフードパントリーを実施します。更に、港北区子育て支援拠点「どろっぷ」とは区内における子ども食堂等の現状や課題を共有する「シェアねっと」

の運営会議に参加し、そこで得た情報を地域の子育て支援団体にも共有しています。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

市内一番の人口規模が大きい日吉連合地区において、地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーター及び包括支援センター3職種が協力して、各関係機関と連携しています。

主だったものにつきましては下記に記します。

- ・日吉地区社協常任理事会：所長、コーディネーターが参加。連合町内会規模の取組みについて協議。
- ・民児協定例会：下田地区、日吉本町東地区、日吉本町西地区の会合にコーディネーター及び包括職員がローテーションで参加し、情報交換。
- ・地域ケア委員会：下田地区、日吉町地区、日吉本町東地区、日吉本町西地区と、民児協の単位エリア別に自治会、民児協、ボランティア会、子ども会や保健活動推進員、スポーツ推進員らと共に地域福祉保健計画に関する話し合いを行い、所長とコーディネーターが参加。
- ・日吉地区社協ボランティア連絡会：ボランティア団体（4団体）と区社協担当者、下田・日吉本町ケアプラザのコーディネーター、主任ケアマネジャーが参加した、地域のボランティア活動共有の場。
- ・日吉キッズステーション：日吉地区で活動する主任児童員、子育て支援者、下田・日吉本町ケアプラザのコーディネーターで構成された子育て関係広報紙の編集会議
- ・ひよしもケアマネ倶楽部：日吉地区周辺の居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーの資質向上、情報交換の活動に対し下田・日吉本町ケアプラザの主任ケアマネジャーが参加し、顔の見える関係の強化に努める。
- ・おはなしもだ：港北区生活支援センターと共に精神疾患当事者家族向けのサロン運営や地域向けの企画を実施。
- ・定例カンファレンス：区役所高齢担当、事業企画担当、区社協職員およびケアプラザ所長・包括・コーディネーターらで構成された毎月の会合。地域情報や事業に関する意見交換の場。
- ・学齢障害児余暇事業：下田・日吉本町・高田ケアプラザ及び活動ホームしもだが協力して近隣小学校の個別支援級の親子を対象に余暇支援事業を実施。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

私たち法人の理念は、障がいの有無や年齢に関わらずだれでも当たり前の生活が地域の中でな
しうる、またその人らしくよりよく生きることが叶う、そんな社会を創りだすことにあります。そ
のために、それぞれの施設が持っている当然の役割に加えて、出会うこと、知り合うこと、支え合
うこと、これらを地域の中で支援するべく、以下を宣言します。

1. 「共生」を旗印に、地域の中で誰もが安心して共に生活できることを目指し、また、地域へ進ん
で乗り出し、地域とともに歩み、汗し、息づく活動であること
2. 無知、無理解、偏見、差別という過程を超えるため、障がい当事者等との出会いの場をつくり、
障がい当事者等が地域、社会、そして制度を創っていくことを協働すること
3. 障がい当事者等の自立、主体性、参加、選択、決定を大きな柱にして、施設の枠を超え地域で
生きることに視点をあて、ノーマライゼーション理念の実践体たること

以上の法人の理念の下、誰でもが共に生き、共に育ち合う地域社会の実現に取り組み、地域に根差
し信頼される法人を目指しています。港北区に誕生して30年が経ち、この間、市内に48ヶ所を超
える高齢系と障害系、児童系の入所と通所、居宅支援と多岐にわたる事業展開を行い、障害系事業
では特に重度の方の支援を中心にしてきました。

当法人は、その名の通り地域社会の幸せをプロデュースすることで、地域に共生の文化を作ること
を目的として、当法人の持つ専門性やノウハウを活かし、施設や地域の課題に取り組んできました。
また、幅広い事業を展開していることで、ダイバーシティの推進やSDGsの理念にも通じる
取り組みを進めています。

一方で、「誰一人取り残さない」という共生社会の実現のためには、当法人で働く職員たちの育成
や意識改革、健康管理も重要な要素と考えています。

毎年『研修ノート』を作成し、法人の全職員対象の人権研修や基礎的専門講座、分野別専門研修、
施設ごとの研修等、職員だけでなく地域住民や他法人職員等にも開放した公開講座も多数開催して
います。この研修制度があることで、職員の知識、技術、意識の醸成につながっています。令和5
年度からは、ストレスの多い対人援助職のため「アンガーマネジメント研修」も採り入れました。

また、近年の虐待防止に関わる対応を強化すべく虐待防止委員会も設置し、利用者様への配慮と
共に、職場環境の改善にも力を入れています。「中央衛生委員会」では、職員が仕事にやりがい
を持ち、自身の健康管理にも気を配り、働きやすい健康な職場環境作りを推進することを目的とし、
法人内の課題の共有化を図っています。法人全体で取り組むことで、働き方改革にも速攻で対応
することが出来ています。ストレスチェックも50名未満の事業所にも行い、職員全体を視野に入れた
きめ細やかな対応を行っています。

当法人が運営するケアプラザは港北区内に4ヶ所あり、それぞれの地域課題に取り組んできた結果、
今では、地域になくってはならない存在となっています。「何か困りごとがあったらケアプラザに相
談に行く」という声を多く聞きます。

港北区の中に、地域ケアプラザと障害系施設を運営している強みを生かし、地域課題に向き合い、
地域の方々と共に築いてきたものを大切にしながら、今後も地域共生社会の実現を主導する役割を
果たしてゆきたいと思います。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

法人全体の令和6年度予算は、約40億円弱の事業活動収入を見込んでいます。

前年度は、医療的ケア多機能型拠点の建設費の法人負担が2億5400万円あり、2億2200万円弱の赤字でしたが、今年度は新施設がまだ軌道に乗っていないことや報酬単価の切り下げの影響もありますが、収支的には何とかバランスが取れる予定です。

予算計画及び執行にあたっては、制度改正や経済情勢変動、ご利用者の増減等にも対応すべく合理的で安定的な経営基盤を目指して、法人全体を視野に入れた計画的な執行を行なっています。

また、特定社会福祉法人として、平成29年度から監査人を導入したことで、財務管理やガバナンス等の向上にも繋がっています。

また、法人税等は収益事業を行っているため、毎年度正確な税務申告を行い、市・県民税を納付すると共に、一般会計においても消費税や固定資産の税務申告を適正に行い、遅滞なく納税を行っています。

安定した経営の継続のため、施設ごとの独立採算制を採りながら、余裕のある事業所からは法人への繰入を行うなど法人の財政基盤を築き、社会福祉に再投資して、新規事業所等の立上げ時の経費等を法人が負担し、繰入や短期貸付を行い財政状況の健全性を確保しています。また、財源の有効活用として、様々な社会貢献活動も行っています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

＜所長について＞

平成14年より下田地域ケアプラザに在籍し、在宅介護支援センター相談員、地域包括支援センター社会福祉士、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターを歴任。地域支援及び個別相談に関して密に報告を受け、必要に応じて指導しています。令和6年10月に所長就任後は特にデイサービス内で利用者との関わりを積極的に行い、デイスタッフとも運営に関して頻繁にコミュニケーションを図っています。

＜職員体制（令和7年度1月現在の職員配置数）＞

所長：常勤1名

地域活動交流：常勤1名（コーディネーター）非常勤3名（サブコーディネーター）

生活支援体制整備事業：常勤1名（コーディネーター）

地域包括支援センター：常勤3名（社会福祉士・看護師・主任ケアマネジャー）

非常勤2名（ケアマネジャー）

居宅介護支援：常勤3名（ケアマネジャー）

通所介護：常勤3名（生活相談員兼介護職員）

非常勤30名（看護職員・介護職員・運転手） ※厨房は委託

事務：常勤1名 非常勤1名

○合計49名（常勤13名 非常勤36名）各部門の人員基準を満たしております。

<人員の配置及び確保について>

定期的に全職員を対象に意向調査と面談を実施し、月の希望勤務日数や職員のライフステージ上の課題等を理解し、働きやすい職場環境の整備に努めることで、人員の定着につなげていきます。

将来の専門職確保に向け、非常勤専門職が今後常勤登用への可能性や道程についても都度面談を重ねることで個々の自己実現が叶えられるよう、提案指導等を心がけています。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

現行通り、下記のような「運営の基本方針（運営目標）」を掲げて運営を行います。

<運営目標>

(1) 地域に開かれた施設

多くのお客様に、気軽に、心地よくご利用いただける施設を目指します。職員は「あいさつ」「笑顔」「気配り」を大切にします。

(2) 地域に根を下ろした施設

地域の皆様に信頼され、地域の課題解決にご活用いただける施設を目指します。職員は「迅速」「誠実」「専門性」を大切にします。

(3) お客様本位の運営

施設の情報を発信・公開するとともに、お客様のご意見・ご要望を積極的に承ります。

(4) 信託に応える管理

市民の財産を委ねていただいた立場として、建物・設備と予算を適切に管理し、有効に活用します。

(5) 横浜共生会の理念に基づく実践

これらを意識し実践するため、年に1回、全職員に周知・確認の研修を行います。

他、個人情報保護・救急法・感染症予防や、通所介護部の研修等は、現在ほぼ定例化されていますので、それらを計画的に実施してゆきます。法人のケアプラザ合同の研修も、現状に準じ、継続していきます。新採用常勤であれば法人主催の必須研修もあります。

地域包括支援センター及びコーディネーターに関しては横浜市・横浜市社会福祉協議会が実施する研修に積極的に派遣することでケアプラザの発揮するためのスキルに応じられるよう整えています。

行政以外の外部主催研修においても職員が知れるよう定期的に情報を周知し、希望・必要に応じて勤務内で派遣します。

法人の職員育成システムとして、常勤職員には毎年「目標設定シート」を作成してもらい、年度内に管理職と共に振り返ることで目標の達成やそのための手段を確認。自身のやりがいや意欲の向上を図っています。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

施設開所より四半世紀が経とうとしており、安全確保及び長寿命化の観点から、不具合等を早期に発見・把握し、適切かつ計画的に維持保全していくことが特に重要となります。

横浜市建築局保全推進課が策定した「維持保全の手引き」及び「施設管理点検マニュアル」に基づいて定期的な点検を実施し、横浜市へ報告を行います。

なお、設備総合巡視点検、空調・消防・電気設備点検、機会警備、害虫駆除、エレベーター及び自動ドア等の定期点検については、専門の業者に委託実施します。

法令に定められた点検を行うことはもちろんのこと、職員による日常的な巡視点検を行い、ご利用される方が快適に使用できるよう、清掃・衛生管理・備品管理に努めてまいります。

(1) 維持保全業務の遂行にあたり、次の基本方針を踏まえて実施いたします。

- ・施設を安全かつ衛生的に保ちます。
- ・施設の機能及び性能等を保ちます。
- ・合理的かつ効果的な維持保全の実施に努めます。
- ・建物や設備機器等について点検を行い、劣化・破損当の早期発見に努めます。
- ・環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生防止及び省エネルギーに努めます。

(2) 日常の維持管理について

- ・清掃（委託業者・職員）
- ・整備・防火・防犯点検（委託業者・職員）
- ・建築物、設備自己点検（職員）

(3) 定期の維持管理について（委託業者）

- ・定期清掃
- ・エレベーター、自動ドア点検
- ・消防設備点検
- ・建物、設備総合点検
- ・電気設備点検

(4) 今後の長寿命化工事の予定

- ・令和7年5月よりエレベーター長寿命化の為の改修工事
- ・令和7年度吸収冷温水気当更新工事の設計
- ・令和7～8年度照明LED化工事

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

(1) 事故防止

施設内に事故につながる危険個所が潜んでいないか法令に定められた点検を行います。また、日常点検として職員による巡視点検を行い、早期に発見し必要に応じて対策を講じます。

また、月例の事故防止委員会において法人内および他法人における事故事例やヒヤリハット等に関する情報を共有し、事故防止に努めます。

(2) 事故発生時の対応

事故発生時には「人命最優先」のもと、「事故防止・事故対応マニュアル」を活用し、迅速に対応します。同時に港北区および横浜市へ報告し必要に応じて指示に従います。

指定管理者の責めに帰すべき事由により損害賠償が発生した際にはその損害を賠償し、再発防止に努め、責務を果たします。

(3) 急病時の対応

利用者の急病や怪我等に関して、看護師等と連携し、速やかな応急処置および、緊急連絡先やかかりつけ医へ連絡し、指示を仰ぎます。

緊急時には救命救急講習における救急救命活動及びAEDを使用し、人命救助を最優先とします。

(5) 館内外の巡視点検の際に不審者や不審物に注意を払おうと共に、施錠を確認し、照明器具の故障、放火などにつながるものがないか等の確認を行います。また日頃より、来館される方には入り口で必ず顔を見て挨拶を励行することで、利用者満足度と防犯に関する職員の意識向上を促しています。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

発災時は、港北区防災計画に基づき関係機関と協力して対応してまいります。安全確認・被害状況確認等を迅速に行い、港北区へ報告します。

震度 5 強以上の地震において、「福祉避難所開設・運営マニュアル」等に基づきまずは職員自身および家族の安全確認ができた上でケアプラザへ参集し、福祉避難所開設準備に当たります。

なお、太陽光発電システムを備えていることから、照明・空調・情報端末の充電および給湯を継続使用が可能となり、また、在宅で電源を必要とする方々（人工呼吸器等の医療機器）に対する充電協力を含め、避難者の受け入れ体制機能を強化しております。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

日頃より応急備蓄管理や開設運営マニュアルの整備等、適切に行います。また、地域と協働して活動できるよう地域の防災訓練などに参加し、災害時の役割や対応について情報を共有してまいります。

ご利用者の安全のため、職員の誰もが自然災害（地震・風水害等）や火災などの発生時に対応できるよう、港北消防署の協力を得て防災訓練を年 2 回実施します。その際、実際の災害を想定した訓練を行い、災害時に行うべき優先行動を把握することでいざという時に漏れないようにします。

施設利用者に対しては自主事業時や貸館予約の際に、災害時の避難誘導路の説明を行っています。

感染症の発生の予防として「手洗い・うがい・消毒・マスク」といったスタンダードプリコーションが大切と常に職員が理解し実践するよう毎日のミーティングで確認しています。また定期的な館内換気の実施と、体調不良者や感染症が疑われる利用者がいた際には速やかに空間の隔離を行います。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

<貸館利用について>

公共施設として、施設利用を希望する団体に対してはケアプラザ機能の趣旨を説明することで利用に関する理解を求めています。定期的に利用される団体については、月初めに行われる「貸館予約会」において、利用希望日時が重複した場合、双方が合意できるよう、話し合いの場の調整を含めて対応をしています。

館内には最大 3 か月先の貸館カレンダーを掲示することにより、空いている部屋を一目でわかるようにしております。

<相談>

利用者に提供されるサービス等（ケアマネ調整も含む）については、特定の事業所に偏ることのないよう利用者の意向を確認したうえで調整しています。また、介護保険サービスに限らず、インフォーマルサービスも適宜、提案するなどして総合的に支援をしています。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

<意見の聴取について>

ご利用者や地域の方々が、職員に話しかけやすい環境を整えるために以下に取組みます。

- ・来館者には明るい挨拶をはじめとして、職員側からのコミュニケーションを図ります。
- ・掲示物・ご意見箱やアンケート調査を用いてご意見を承れる周知をします。
(ご意見箱は事務所から見えない場所に設置します)
- ・運営協議会・ボランティア懇談会等で、率直な意見交換を行います。
- ・苦情を積極的に聴取して迅速・適切に対応する職員側の姿勢を維持します。

区内のケアプラザで統一の様式を用いたお客様アンケートを年 1 回実施します。抽出した課題は各部門の会議等で検討して対応策を講じ、アンケート回答結果とともにお客様への個別配付や情報ラウンジの「開示情報」コーナー・壁面掲示等で公表します。

<苦情等への対応>

苦情に関しては、当法人では苦情解決調整委員会およびその第三者委員を設置し、各事業所の責任者等も定めています。

この第三者委員会を通じて、法人内各事業所であがった苦情等やそれに伴う改善策等を共有し、今後の適切な運営につなげています。

また、実際に苦情を適切に受付けて対応するための、現行の独自マニュアルを、今後も随時適用します。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

<個人情報保護>

個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要です。個人情報の取扱いに関する体制・基本ルールを策定するとともに、保有する情報の紛失・漏えい・改ざん等を防ぎ情報管理に関する社会的責任を果たすことを目的に「横浜市の個人情報の保護に関する条例」当に基づき、全職員に対して研修を行い、「個人情報保護」の理解に取り組んでまいります。

<個人情報保護>

個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であると考えます。個人情報の取り扱いに関する体制・基本ルールを策定するとともに、保有する情報の紛失・漏えい・改ざん等を防ぎ情報管理に関する社会的責任を果たすことを目的に、「横浜市の個人情報の保護に関する条例」等に基づき全職員に対し研修を行い、「個人情報の保護」の理解に取り組んでまいります。

- (1) 個人情報の利用目的・基本方針について、施設内に掲示し、ホームページにも掲載します。
- (2) 毎年、全職員を対象とした個人情報保護に関する研修を実施し、「個人情報保護取扱い遵守に関する誓約書」に全職員が署名するとともに、個人情報漏えい防止チェックシートを実施して職員の認識・理解度を確認します。新採用職員については新任研修の中で同じく実施します。
横浜市等が実施する個人情報保護に関する研修にも積極的に参加します。
- (3) マニュアルを整備し、各会議等において、随時、個人情報保護等の取扱いに関する確認を実施し、漏えい等の防止に努めます。
- (4) 提供票・請求書・領収書等、個人情報を含む内容を郵送する場合は、必ずダブルチェックを実施し、誤送付を未然に防ぎます。FAXする場合は適切にマスキングを行い、複数人で送信作業も行います。
- (5) 法人内の「個人情報管理委員会」や法人定例の「運営会議」「連絡調整会議」において事例検討等を行い、法人全体で個人情報保護への取り組みを行います。
法人の定める「個人情報保護に関する基本方針」「個人情報管理規程」「情報システムの管理に関する規定」や、「職員倫理規程」とそれに基づく行動指針等に従い、適正・適切な個人情報の管理に取り組みます。

<情報公開>

施設を安心して利用できるよう理解と信頼を促進することを目的に、法人の「情報公開規程」に基づき、市に準じた情報公開をいたします。

法人や各事業所の運営状況等については、機関誌や法人HPを通じて広く公開すると共に、施設内においても常時見られるよう、掲示・配架等いたします。また、開示請求等に対して適切に対応します。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

＜記載場所＞

＜環境への配慮＞

公共施設を運営する上で環境への配慮は欠かせないものです。施設全体で環境問題に意識を持って研修・教育を行い、「横浜市地球温暖化対策実行計画」に沿ってごみ減量化や分別を積極的に実施し資源の有効活用に努めるとともに、省エネ対策に取り組みます。

ごみの分別を積極的に進め、缶・ビン・ペットボトル・古紙・プラスチックなど、日ごろから分別に心がけリサイクルへの意識を高めます。港北区でも4月からはこれまで燃やすごみとして処理していた「プラスチックのみでできているもの」プラスチック資源としてを適切に分別し、温暖化対策およびSDGsの取組みに寄与します。

省エネ対策として、空調・照明・電気機器などの節電及びクールビズ・ウォームビズ等を推奨し、貸館利用者等にも理解を求めます。さらに、既設の自動水栓や「節水コマ」、「音姫」等を適切に活用し、床暖房設備の稼働時間の工夫も図りながら、効率良く効果的に取り組みます。

なお、施設内に「省エネ委員会」を設けており、定期的に管理標準の順守状況を確認し、さらに定例の職員会議の場でも、常に節電節水等の意識向上のための啓発を行っていきます。

＜市内中小企業優先発注＞

指定管理者として「横浜市中小企業振興条例」の趣旨を踏まえ、修繕等の工事の発注、物品や役務の調達等に当たって、市内中小企業への優先発注に努めます。

現指定管理期間の実績で高額のものとしては、建物・設備の清掃や保守は、指名競争入札を行いつつ、一貫して市内中小企業に委託してきました。今後も、規程に従って指名競争入札や見積り合わせを行う場合には、市内中小企業を優先し、受注機会の拡大を図ります。

＜男女共同参画推進＞

横浜市男女共同参画計画にも呼応しながら、法人及び当施設においても、誰もが安心し、個々の成長を実感できる職場環境の整備と地域への啓発等を積極的に進めていきます。

- ・各種休暇制度等の積極的な利用促進
- ・ワークライフバランスの実践による、生きがいづくりと業務効率の向上
- ・年齢性別を問わず、いきいきと無理なく働ける職場環境
- ・地域への事業展開（パパの育児教室、パパの体験赤ちゃん会、シニアボラポイント支援ほか）

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

貸館事業に関して、より多くの福祉保健活動団体等が利用できるよう、原則、毎月1日に「貸館予約会」を実施し、公平中立の下、ルールに則りながら、場の提供をしていきます。さらに、新規団体の登録及び利用へとつなげるため、広報紙を作成し、担当地区内にて回覧版による配布、掲示板への掲示のほか「ホームページ」「X」「Instagram」による情報発信をおこない、若年層への周知にも力を入れています。

利用団体の高齢化により、活動を終了する団体が見られるようになりました。新たな活動資源の創出や外出先の確保の為に事業を実施し自主グループ化を促します。

なお、令和6年度より毎週決まった時間に部屋を確保しボランティア作業をお願いする「ふらっと下田」は事前申し込みも活動時間も拘束されないため、「何か手伝えることがあれば」とまさにふらっと訪ねてくださる方が増え、活動や交流の場となっています。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

地域包括支援センターおよび、地域活動コーディネーター、生活支援コーディネーターが地域からの幅広いご相談をお受けしています。

単に相談といっても電話や相談室でお伺いするのではなく、事業や何気ない場面で「ちょっといいですか？」と話しかけてもらえる雰囲気づくりに努めています。

普段の事業では子育て支援者や保育園、主任児童委員、青少年指導員らと子育て環境について、生活支援センターと精神障害者向けサロン運営、他ケアプラザや障害者活動ホームらとの余暇事業を通じて連携をしていることで、高齢者以外の相談や問い合わせについても適切な窓口へつなぐことができます。

地域包括支援センターで受けた相談についてはデータベース化し、困りごとの傾向や、世帯構成、対応すべき支援先をまとめ、共有することで、自主事業を計画する際の根拠の一つとしています。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

<部門間連携>

内部連携は、根本的には、職員個々の専門の役割を超えて声をかけ合い、補い合い助け合うところから生まれます。当ケアプラザはそのことを常に職員一同心がけ、職場の良い雰囲気を築き上げることができました。

今後もこれらを継続しつつ、時には必要に応じて変革することも考えながら、円滑かつ効率的な管理運営を目指します。

○施設の運営管理及び職員間連携の場として

- (1) ケアプラザ運営会議
- (2) 地域包括支援センター会議（相談部門として居宅介護支援職員も参加）
- (3) 5職種会議（包括3職種及び地域活動交流・生活支援両コーディネーター）
- (4) 地域交流部門会議
- (5) デイサービス運営会議（常勤職員）
- (6) デイサービス会議（全職員）
- (7) 介護職員会議（常勤及び介助職員）

○運営法人による部門別会議（新吉田・下田・樽町・新羽の4館）

- (1) 地域包括支援センター部門
- (2) 地域活動交流・生活支援体制整備部門、コミュニティハウス事業
- (3) 居宅介護支援部門
- (4) 通所介護部門

< 関連施設 >

同じ連合町内会・地区社協エリア内に日吉本町地域ケアプラザがあり、連携・協力しながら地域支援を行ってきました。「包括レベル地域ケア会議」も合同で主催することで、日吉地区の地域包括ケアシステム構築を目指します。

次に地区内の小中学校とは、福祉教育・職業体験等を受け入れ、地域の福祉保健活動の啓発や若い世代との交流を進めています。

「港北区施設間連携会議」では、区内の地域ケアプラザをはじめ地区センターや図書館などの施設が集まり情報交換や連携について協議しています。特に下田小コミュニティスクールとは似たような事業が重ならないよう、事業計画の擦り合わせを行なっています。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

< 日吉地区地域ケア委員会とひっとプラン港北日吉地区計画 >

「日吉地区地域ケア委員会」は6つの「町ケア委員会」から成り、日常の活動は日吉地区内6民児協地区をエリアとする委員会です。構成メンバーは自治会・民児協・保健活動推進員・ボランティア会・子ども会や老人会・スポ進など町で活躍されている方が網羅されています。当ケアプラザは、隣接する日吉本町地域ケアプラザと協力し、各町ケア委員会の活動を支援しています。この町ケア委員会はひっとプラン港北の日吉地区計画における推進団体となっています。

令和8年度からスタートする第5期計画推進に向けて、現在、第4期計画の振り返りと第5期計画策定の支援を区役所・区社協と共にサポートチームの一員として積極的に関わっています。

< 民児協等関係機関とのネットワーク >

区役所・区社協職員とは定例の会議が複数あり、地域住民への各種啓発事業や個別の相談支援等に連携して取り組んでいます。下田地区・日吉本町・日吉町地区の各民児協の定例会にも、地域包括支援センター及び地域活動交流・生活支援両コーディネーター職員が輪番で参加するとともに、日常の個別支援でも情報共有・協力しています。

子育てについては子育て支援者や主任児童委員、コーディネーターによる定期的な意見交換の場を設け、日吉地区社協におけるボランティア団体との連絡会に参加して日頃からの「顔の見える」関係の維持に努めています。

他の福祉・保健・医療機関とは、個別相談においての協働や、包括的継続的ケアマネジメント支援事業における各種連絡会等で情報・意見交換をしています。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

〈港北区運営方針との連携について〉

区政運営方針の中における、「地域で支えあう福祉・保健のまちづくり」を大きな柱に掲げながら、地域ケアプラザとしての強みを活かした取り組みを行います。そこには、区行政の担当職員と共に各職員がこれまで関わってきた「ひっとプラン港北」の計画推進支援をはじめとする、高齢者、障害児者、子育て支援を中心に地域で支え合いながら、安心して暮らせる町を目指した事業を積極的に実施します。

○ひっとプラン港北（日吉地区計画）

- ・つながりづくりを考える
- ・光と活力ふくふくスタンプラリー

○高齢者支援・介護予防支援・健康づくり

- ・介護予防普及強化事業の実施（下田健康教室）
- ・元気づくりステーション運営支援（なでしこ・日吉第七コーポ）
- ・介護者のつどい
- ・サークル支援（地域の団体や自主グループ等）
- ・高齢者支援ネットワーク
- ・認知症キャラバンメイトの育成支援
- ・認知症サポーター養成講座の開催
- ・認知症初期集中支援チームへの参画

○子育て支援

- ・赤ちゃん会
- ・子育て支援者会場
- ・パパの育児教室 他

○要援護者支援

- ・一人暮らし高齢者見守り事業
- ・災害時要援護者支援

○障害児者支援

- ・自立支援協議会
- ・おはなしもだ

○エコアクション

- ・港北オープンガーデン

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

<区計画>

第4期港北区福祉保健計画は、新型コロナウイルスの影響で様々な地域活動が停滞する中スタートしました。感染症の5類移行後、「つながる」ことのニーズが再確認され、地域活動が再開されましたが、併せて「地域活動における人材不足」という課題が明らかになりました。

所長は「ひっとプラン港北」策定・推進会議に区内ケアプラザの代表として参画し、来る5期計画策定に向けて行われた分野別（こども、障害、高齢、分野横断（防災、生活困窮）検討部会では区、区社協と共に会の進行を促しました。

<地区別計画>

区・区社協・日吉本町地域ケアプラザといった地区別支援チームの一員として日吉地区社協の意向に寄り添い、時に進言をしてきました。

市内最大の連合地区となる日吉地区では、民児協6地区共通で望む「地区計画」を掲げ、それに沿う形で民児協エリア別により具体的な行動計画を作り上げています。

新型コロナ前までは年に一度慶應義塾大学の協生館にて「オール日吉」として各民児協エリアの活動を共有する「福祉実践活動発表会」がお互いの知恵や活動を共有する場として機能していましたが、それが困難となり新たな取組みとして「ふくふくスタンプラリー」が生まれました。

日吉地区内の福祉施設や自治会施設等を回り、活動を知るイベントとして多くの参加がありました。地域イベントを希望した住民と久しぶりの地域活動を実施した担い手側、双方に良い効果がありました。当然ケアプラザもスタンプラリーポイントとして、企画の推進体としてその役割を全うしました。

民児協エリアに目を向けると、特に下田町地区において自治会・民児協をはじめとする地域の担い手不足が明らかになりました。下田地区地域ケア委員会では課題について協議を重ね、各団体活動のイベント（盆踊りなど）への相互協力と、新たな担い手の募集手段としてスマートフォンアプリを活用することにしました。結果としてイベントは盛況、新たな担い手も10名弱手を挙げてくださり、地域活動に触れる良い機会となりました。

○ひっとプラン港北推進支援

各地区の委員会や役員会、事業等に参加し、計画推進の支援を積極的に行いました。

- (1) 下田地区地域ケア委員会・小委員会（役員会）
- (2) 日吉本町地区地域ケア委員会
- (3) 日吉町地区地域ケア委員会
- (4) 「光と活力」ふくふくプロジェクト実行委員会
- (5) 日吉地区サポートスタッフ会議（区役所・区社協・日吉本町・下田両ケアプラザ）

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

地域の担い手が高齢化する中、単発での自主企画を中心に計画を進めております。ケアプラザが中心となり住民が集う場を創り、交流の機会を増やしてまいりました。

① 高齢者支援

- ・サロン「喫茶マロニエ亭」
- ・独居等高齢者食事会「お食事処すずらん」
- ・認知症カフェ「下田メモリーカフェ」等

② 障害者支援

- ・サロン「おはなしもだ」
- ・学齢障害児余暇事業
- ・心の健康を考える講座

③ 子育て支援

- ・子育てサロン「すてっぷ」
- ・パパの育児教室等
- ・パパの体験赤ちゃん会
- ・親子さつまいも掘り体験

④ その他

- ・「公園でラジオ体操」
- ・ケアプラザまつり等



公園でラジオ体操



親子さつまいも掘り体験

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

地区内での定期的な地域福祉保健活動を行う諸団体には、より優先的に貸館確保を行います。（民児協主催食事会や子ども食堂、老人会活動など）

ケアプラザ事業を経て自主グループとなった団体に対しては介護予防・生きがいつくり団体としての意義を促し、地域の高齢者の方々、団塊世代・子育て世代を仲間として受け入れてもらえるようにフォローアップしています（脳トレ・フレイル予防）。

歌や音楽等文化系活動団体については、日頃の活動を発表する場として、デイサービスやケアプラザ祭り等で披露の場を提供しています。

さらに今後も、主催講座参加者の自主グループ化を推進し、地域での新しい仲間作りを支援します。実際に自主グループ化が実現しそうな場合は、活動時間や活動場所が既存の活動グループとかわ合わないよう調整し、貸館利用枠がスムーズに埋まるよう配慮します。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

地域活動交流及び生活支援コーディネーターが中心となり、新規の活動希望者の相談に随時対応して適切な活動の場につなぐとともに、「こんなことでもボランティアになるの？」と住民の参加ハードルを下げるべき周知を行っています。

具体的には広報紙や施設掲示板において、決まった曜日時間帯にふらっとプラザへ立寄り、活動できる「ふらっと下田」は特段の技能も不要なので気軽に参加いただいています。

生活支援体制整備事業の区域活動として「知る活からやる活へ」を実施。区内全域でボランティア受け入れをしている施設および活動内容（50件超）を紹介、ボランティア体験までマッチングする一歩踏み込んだ事業では、参加された方から「こんなにボランティア活動があることをはじめて知りました」といかに周知が大切であるかを実感する場ともなりました。

旧くから組織的活動に取り組んでいる日吉地区社協ボランティア会連絡会に参加し各団体の状況を把握するとともにボランティア相談があった際には速やかにコーディネートを依頼します。

ケアプラザの各事業のアンケートにボランティアの意思確認の項目を追加し、新たな人材を発掘できるよう取り組んでいます。

ボランティア活動のきっかけ作りとして「よこはまシニアボランティアポイント講習会」も定期的に開催しています。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

地区民児協と地区社協ボランティア連絡会については、担当職員が定例会に出席し、顔の見える関係の中で、個別相談や地域向け啓発事業における協働を行っています。自治会町内会とは主に「地域ケア委員会」で、地区社協とは主にひっとプラン日吉地区計画推進において情報交換をしています。

個別の会合とは別に、最近ではSNS等の普及もあり多くの地域の情報を得る機会があります。気になる活動については実際に見学をすることで地域への情報提供に足るかを確認しています。

これらの情報は包括およびコーディネーターで共有されます。

当ケアプラザで活動する貸館利用団体も、幅広い意味で福祉保健団体であり、大事な地域の社会資源です。現在も、貸館利用団体に対し、要援護高齢者も含めた方々を同じ地域の一員として受け入れてもらえるよう、今後も働きかけを行っています。

○地区民児協エリアに属する各種団体との連携（特に下田、日吉本町、日吉町地区）

- ・地区民児協
- ・地区社協（ボランティア部会）
- ・地域ケア委員会
- ・各種貸館団体
- ・老人会
- ・保健活動推進委員会 他

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

高齢者の生活支援、介護予防、社会参加に資する、住民主体の地域活動については、地区踏査等によりとりまとめた資料を作成し、行政から提供される JAGES「地区概況シート」等統計データも活用しながら把握、分析に努め、包括およびコーディネーター間で共有しています。

自主事業や地域で開催されるサロン等集える場でのヒアリングや総合相談に寄せられる困りごと・希望をその都度集約しています。他、月に1度開催される日吉地区社協ボランティア連絡会で各ボランティア団体の活動状況を把握すると共に各月で開催しているケアマネジャー向けの事例検討会後の情報交換の場から状況を伺うようにしています。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

地域住民の輪の中に入り、支援が必要な方・支援ができる方の情報を収集しています。子どもの食支援に協力できる地域の飲食店、教会を把握する他、農作業を通して心身のバランスを整える活動をしているNPO等、繋がる事ができフードパントリーや市民向けの障がい理解の講座の企画に広がりました

包括圏域担当エリアの公共施設、地域資源については、広報紙の配架等やりとりする中で情報を得ています。また、様々な会議等を通じて情報交換を行っている。

区内に4つケアプラザを運営する法人の強みを活かし、4館の生活支援コーディネーターが区内、区外で活動するNPO団体や医療施設にヒアリングにうかがい、担当地域で活用できるよう情報を整理できました。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

これまでの既存の地域組織とは、地域福祉保健計画や地域ケア会議等、様々な場面で「わが町がどうなったらいいか」の話し合いが続けられています。既存の会合では、ケアプラザに集まる相談の傾向や制度の方向性等を伝えさせていただいて、地域が主体となり取組めるよう働きかけています。

そのためにも日吉地区にある居宅介護支援事業所と協働し、既に介護保険サービスを受けている方の日常の困りごと等を把握・数値化を進めています。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

新型コロナの影響から外出を控え、結果フレイルや認知症が進行し要介護認定申請が増える傾向がありました。下田ケアプラザでは高齢者が元気に生活を継続していただく為には「今日行くところ」「今日の用事」を見つけてもらうことが大事であると認識し、「きょういく きょうようプロジェクト」と称して高齢者が参加・活動できる場を可視化し周知に努めています。また、区内で作成したガイドや、ふくしらべ等を活用し情報の更新に努めます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域包括支援センター3職種（社会福祉士、保健師看護師等、主任ケアマネジャー）が中心となり、住み慣れた地域や住まいで暮らし続けたいという願いを、その人らしく暮らしていくことが出来るよう、尊厳を保ちながら生活の質を高められるよう身近な相談窓口を目指しています。

また、民児協や各関係団体などとも適宜連絡を取り合い、情報交換や地域の実態を把握し、必要に応じて訪問（アウトリーチ）に努めます。地域の情報や関係機関の情報についてはコーディネーターらと共有し、資料を整備して適切に情報提供・関係機関へとつなぎます。

お受けした相談についてはデータベース化することで、困りごとや希望、フォローすべき時期を入力することで漏れがないようにしています。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

元気なうちから、老後や認知症について理解し準備ができるよう、発症しても既存の活動が継続でき、周囲の理解や支援を得られるよう地域・学校・民間事業所に向けた講座を実施していきます（認知症サポーター養成講座）。なお、地域のキャラバンメイト（おしゃべり九官鳥）とは今後の講座実施について定期的に打ち合わせしています。

ひとり暮らしの方や病識が無い方に対しては認知症初期集中支援事業の情報提供や活用をして、できるだけ早期の対応が出来るよう努め、本人や家族の居場所のサポート（認知症カフェ・介護者のつどい等）自己決定を支援します。

認知症グループホームの運営推進会議に参加し、ホームだけでなく、地域との交流を促せるよう情報提供していきます。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

お元気な内から「将来認知症等で判断能力が低下した際に」備えるべく、「エンディングノート」「遺言」「成年後見制度」に関する地域向け講座を開催することで、万が一ご自身の医療や介護、死後について「自分らしく」過ごすための意向を残す術を啓発しています。

高齢者虐待の被虐待者の多くは認知症を患われていると言われます。コミュニケーション不全による擁護者のストレスを軽減すべく、「介護者のつどい」では認知症当事者及び家族が周囲から孤立しないよう、家族同士悩みを吐露できる環境を整えています。また、地域のケアマネジャーや介護事業所に対して、「高齢者虐待防止ハンドブック」研修を定期的開催することで高齢者虐待の早期発見・早期対応を促していきます。

近年、特殊詐欺被害がより目立つようになりました。警察や消費生活センターを講師に招いた講座や地域で見守りするための意見交換を行います。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<包括的・継続的ケアマネジメント支援事業>

主任ケアマネジャーが中心となり「下田式事例検討会」を開催しています。この会に参加するケアマネジャー同士が、日吉地区で活動する仲間として事業所を超えて連絡がとりあえる関係となり、また地域の資源や情報を発信・共有することで地域の状況を理解して、対象者の状況に応じたケアマネジメントを実践できるよう支援していきます。

日吉地区に所在する居宅介護支援事業所を中心とした自主組織「ひよしもケアマネ倶楽部」の活動を支援することで、包括的継続的ケアマネジメントを推進します。

その他、港北区内の包括主任ケアマネジャー連絡会において、介護保険外サービスに関してや病院相談員との連携、地域の訪問看護ステーションとの協議等、一ケアマネジャーでは難しい、他機関ネットワークをコーディネートします。

「港北区高齢者支援ネットワーク」や「港北区事業所連絡会ガンバ港北」にもメンバーとして参加し、支援困難ケースやサービス担当者会議、ケアマネジャーの育成やスキルアップ等について相談や共に検討できる関係を充実してまいります。

<在宅医療・介護連携推進事業>

必要な情報やそれぞれが抱える課題等を互いに共有しながら、支援やサービスを行うことができるネットワーク・連携体制を構築できるよう、継続して努めてまいります。

隣接する川崎市の病院である、川崎市立井田病院や関東労災病院との連携を今後も密に図っていきます。

○主な取り組みとして

・高齢者支援ネットワークの活用

- ・地域ケア会議を通じた連携強化と課題解決への取り組み支援
- ・港北区医師会及び病院相談員等との情報交換
- ・ケアプラザ協力医や薬剤師の支援による講座開催
- ・協力医による専門職向け医療相談の実施

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域包括支援センターの相談支援において、地域ケア会議を実施するにあたり共通することは「認知症等による不穏な行動」への「周囲の不安」、「見守りと連絡体制」「居場所」となります。適切な支援につながっていない高齢者に対し、公的サービスや地域の見守り等の協力を得て、その方らしく住み慣れた場所で生活を継続できるよう、当事者以外の関係者にも会議に参加してもらうことにより「自分事」と認識できる地域づくりを目指します。

上記の課題は、まさに港北区の保健福祉計画の「ひろがる・つながる・とどく」活動にもリンクすることから、包括レベル地域ケア会議の協議の結果、地区別計画の活動のきっかけとなり、今後の居場所・つながる場所づくりに関する協議体への発展を目指して活動包括およびコーディネーターのよる5職種が日吉本町地域ケアプラザ・区・区社協ともに実践してまいります。

なお、日吉町地区において上記の取り組みをした結果、身近な活動マップ作製につながりました。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

地域で暮らす高齢者が、要支援状態を維持もしくは改善し、その方らしく自立した生活が送れるように介護予防ケアマネジメントを実施します。要介護認定から要支援認定に改善した方については、居宅介護支援事業所にも業務委託を依頼し、連携したサポートをしてまいります。

<人員の確保>

包括3職種と、専従の非常勤ケアマネジャー2名の計5名を基本に業務を行っています。常に状況を共有し、必要に応じて複数で対応するなど、相談員が一人で抱え込まずに業務にあたれるよう努めています。また、外部研修などへの参加や情報交換などを積極的に行っています。なお、介護保険サービスの調整する際にもこれまで地域で活動してこられた事を大切に、地域とのつながりが切り離されないようアセスメントを大切にします。

<業務委託>

地域の居宅介護支援事業所では、低報酬から介護予防支援の受託は消極的です。ご夫婦で申請され、片方が要介護、片方が要支援となった場合等、合理的かつ効率的な相談支援を理由に受託してもらえよう工夫しています。その際にも公正中立が確保されるよう、会議への出席・同行訪問、相談などともに行動していきます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

JAGES の結果や相談傾向を分析し課題を解決できるよう、区の地区担当保健師と共に次年度計画を作成していきます。事業の実施については、生活支援コーディネーターや地域交流とともに、地域の中で生きがいや役割をもって生活できるよう「こころとからだの機能維持」「活動の継続」「参加」にバランスよくできるよう講座の開催をします。

相談の統計から当該地域・集合住宅に向けての出張講座や民児協との共同で相談会なども行っていきます。

新たな講師育成、地域の講師などの発掘に努めます。特にフレイル予防教室の開催においては、介護保険事業所や地域の病院に専門の講師派遣依頼し、参加者の参加意欲を高めます。

また、自主事業として、地域住民向け講座等を開催するとともに、定期的な高齢者サロン等の中でも随時、参加者に対して介護予防に関する啓発を行います。今後も特にケアプラザへ足を運べない方々に対して、集合住宅や近隣で場の提供をしていただける協力施設等へ出張しての教室開催・活動支援に重点を置きます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

個別の課題が特別な事ではなく、「誰もが」「地域全体の」起こりうる課題と認識してもらえるよう効果的な地域ケア会議を実施していきます。

民児協や地区社協、地域ケア委員会に包括およびコーディネーターが参加することで常日頃より地域の情報が入る関係を構築させていただいています。そこが医療や法律の専門家との会合の際には有効となります。特に防災に関しては、高齢や障害等の分野や支援する側・される側も関係なく訪れる可能性のある脅威です。防災をキーワードに情報共有や役割分担等の検討を重ね、かつ、普段の日常生活への連携にまで発展させていきたいと考えています。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

現在、常勤専従3名のケアマネジャーで業務を行っており、今後も基本的にこの体制で臨みます。サービス提供エリアも現状を踏襲し、基本的に日吉地区とします。地域包括支援センターと併設している居宅介護支援事業所として関わりが難しい方や複数の問題を抱える方などにも対応し、その人らしく生活が営めるよう、チームを組んで関わります。

また、サービス提供エリア内にはもう一つの地域包括支援センター（日吉本町地域ケアプラザ）がありますので、引き続き連携します。

地域包括支援センター（介護予防支援事業者）と密接に連携し、要支援者等のケアマネジメントにも取り組むことで、要支援・要介護一貫したケアマネジメントの実施に努めます。

常に包括や地域交流等より地域情報が入りやすい環境があり、担当の方へは介護サービスのみならず、地域で行われる事業等への利用を促進します。

自法人の地域ケアプラザ合同の「法人ケアマネ会議」を定期開催し、制度の確認や事例検討等、ケアマネジャーの研鑽・資質向上を目的とした機会を設けています。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

<提供プログラムについて>

通常規模7時間以上8時間未満にてサービスを実施しております。送迎エリアとして基本、横浜市港北区下田町・日吉・日吉本町・高田町・箕輪町全域、高田東1～3丁目、高田西3丁目、綱島西5.6丁目、川崎市中原区井田2.3丁目、高津区蟹ヶ谷、久末。

ケアプラザ併設であることを認識し、他の通所先では利用困難な状況の場合でも在宅で生活されている方であれば基本どのような状態でもお受けできるよう努めています（Drの判断のもと）。認知症や麻痺等で車いすでの生活をされている方など状態は様々ですが、それぞれの方が仲間としての受け入れをして下さっています。

午前中は男女入れ替え制入浴と手先を使った趣味活動の時間としています。昼食をはさみ午後からは集団のプログラムを用意し人が集まるからこそ楽しめる環境を作っています。参加していただける楽しい雰囲気づくりに努めつつの、絶対参加ではないのでその時の状況に応じ参加していただけるようにしている。

身体を動かす機会を定期的に設け、一日を通して5～6回ほど実施することで体力の維持を促しています。

法人の理念として排泄及び入浴に関しては同性介助を徹底しています。

また、年間を通じて、職員向けに介護技術・緊急対応・感染症防止・運転技術等、職員研修を計画的に実施すると共に、ご家族・ケアマネジャー・包括も含めた連携を大事にしながら、地域に必要とされる場を提供していきます。

<主な取り組み>

- ・季節の行事（初詣、お花見、夏祭り、運動会、敬老会、クリスマス会など）
- ・イベント食の提供（寿司・松花堂弁当等の特別メニュー）
- ・地域住民等との交流（地元の小中学生やボランティアなど）
- ・福祉や介護の啓発、人材育成（職業体験やボランティアの受け入れなど）

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

指定管理料の額は「提案額」ではありますが、「上限額」が設定されており、現指定管理期間においても、業務・事業の必要性に対し必ずしも充分ではありません。しかしながら、多様な福祉課題に対処する社会全体の財源がそもそも限られている中では、当法人の理念、社会福祉法人としての社会貢献の責務に鑑み、可能な限り利用者収入等活用できるように努め、地域ケアプラザの機能を最大限発揮するよう努めます。

一方で近年の物価高騰の影響も大きく、経費については、引続き節約・効率と重点配分を心がけます。業務の特性上、人件費や、その育成・研修費は最大かつ最重要です。貸館は、地域住民の活動を支援するために、清潔で、使いやすく、安心安全にご利用できるよう、清掃・保守・修繕等、適切に実施します。当ケアプラザは、現在、築24年超となりますが、次期指定管理期間における管理費支出が低廉となるよう引き続き努力を続けていきます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

現在同様、次期指定管理期間においても、コスト意識を持って節約できるところは最大限節約し、指定管理料収入で該当の業務をまかなう努力をしつつ、人件費や研修費、また、市民の財産である建物・設備の保守管理・修繕には、必要に応じて利用料金収入を活用し、ケアプラザの設置目的に資する運営をしていきます。

職員や、貸館のお客様に対しては、節電・節水、備品を大切に使うこと、ゴミを減らし分別すること等に関する意識啓発を継続します。業務委託契約や物品購入・リースについては、規程に基づき、見積り合わせや入札の実施を徹底するとともに、当法人の他事業所と合同入札を実施する等、さらに経費節減につながる工夫をします。また、水道栓やトイレ流水の節水装置設置、ガスや電話・事務機器リースの契約の見直し等、今まで様々な業者の節減提案を真摯に検討して有効なものは取り入れてきましたが、今後も同様に柔軟的にしていきます。

講座等の自主事業は、効果を短期で評価できないものもありますが、一定の費用で効率よく的確に、多数の対象者に貢献することを重視して企画運営します。

なお、当ケアプラザの建物には、太陽光発電設備が設置されていることから、削減された電気料金相当額は、指定管理料から減額されることになっています。

指定管理料提案書
(横浜市下田地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書
(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	■	10,230,000円	10,566,250円	10,902,500円	11,238,750円	11,575,000円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	490,000円	495,000円	500,000円	505,000円	510,000円
事業費		・自主事業 ・旅費交通費 ・保険料 ・講師謝金	□	700,000円	667,350円	555,000円	450,000円	391,400円
事務費		・消耗品費 ・通信費 ・リース料 ・研修費 ・備品購入費 ・広報費	□	1,945,100円	1,836,500円	1,607,600円	1,471,350円	1,388,700円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	12,424,900円	12,224,900円	12,224,900円	12,124,900円	11,924,900円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
施設使用料相当額				-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円
合計				24,858,000円	24,858,000円	24,858,000円	24,858,000円	24,858,000円
うち団体本部経費				68,000円	68,000円	68,000円	68,000円	68,000円

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	■	20,940,000円	21,048,750円	21,157,500円	21,266,250円	21,375,000円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	470,000円	475,000円	480,000円	485,000円	490,000円
事業費		・自主事業 ・旅費交通費 ・保険料 ・講師謝金	□	300,000円	280,000円	260,000円	240,000円	220,000円
事務費		・消耗品費 ・通信費 ・リース料 ・研修費 ・備品購入費 ・広報費	□	1,618,000円	1,574,250円	1,530,500円	1,486,750円	1,393,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	3,050,000円	3,000,000円	2,950,000円	2,900,000円	2,900,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計				27,134,000円	27,134,000円	27,134,000円	27,134,000円	27,134,000円
うち団体本部経費				34,000円	34,000円	34,000円	34,000円	34,000円

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	■					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□					
事業費		・自主事業 ・旅費交通費 ・保険料 ・講師謝金	□					
事務費		・消耗品費 ・通信費 ・研修費 ・備品購入費 ・広報費	□					
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計				6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費				34,000円	34,000円	34,000円	34,000円	34,000円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費		・会場使用料 ・講師謝金 ・消耗品費	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市下田地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	24,858,000円	24,858,000円	24,858,000円	24,858,000円	24,858,000円
		地域包括支援 センター運営事業	27,134,000円	27,134,000円	27,134,000円	27,134,000円	27,134,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			58,331,000円	58,331,000円	58,331,000円	58,331,000円	58,331,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	11,000,000円	11,000,000円	11,000,000円	11,000,000円	11,000,000円
		居宅介護支援事業	12,500,000円	12,500,000円	12,500,000円	12,500,000円	12,500,000円
		通所系 サービス事業	90,000,000円	91,000,000円	92,700,000円	94,550,000円	96,800,000円
			113,500,000円	114,500,000円	116,200,000円	118,050,000円	120,300,000円
	その他収入		2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円
		173,831,000円	174,831,000円	176,531,000円	178,381,000円	180,631,000円	
支出	内訳	人件費	120,000,000円	121,000,000円	122,050,000円	123,300,000円	125,000,000円
		事業費	18,000,000円	18,100,000円	18,200,000円	18,300,000円	18,400,000円
		事務費	13,500,000円	13,600,000円	13,700,000円	13,800,000円	13,900,000円
		管理費	19,000,000円	19,500,000円	20,000,000円	20,500,000円	21,000,000円
		その他	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円
			172,500,000円	174,200,000円	175,950,000円	177,900,000円	180,300,000円
	うち団体本部経費	204,000円	204,000円	204,000円	204,000円	204,000円	
収支			1,331,000円	631,000円	581,000円	481,000円	331,000円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書 (横浜市下田地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人
	②	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	③	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	②	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	③	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

指定管理期間中に求められる人員を配置し、安定した運営を目指します。

団体の概要

(令和 7 年 2 月 1 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん よこはまきょうせいかい) 社会福祉法人 横浜共生会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒 2 2 3 - 0 0 5 6 横浜市港北区新吉田町 6 0 0 1 6 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式 6 同意書による)に使用します)
設立年月日	平成 5 年 1 2 月 1 6 日
沿革	平成 5 年 12 月 社会福祉法人横浜共生会 設立認可、登記完了 平成 7 年 4 月 横浜らいず・新吉田地域ケアプラザ事業開始 平成 12 年 8 月 横浜市下田地域ケアプラザ事業開始 平成 13 年 10 月 しんよこはま地域活動ホーム事業開始 平成 14 年 12 月 横浜市樽町地域ケアプラザ事業開始 平成 15 年 5 月 花みずき事業開始 平成 16 年 4 月 地域生活支援センター海事業開始 平成 16 年 7 月 らいず丘の上診療所開設 平成 16 年 12 月 地域活動ホームどんとこい・みなみ事業開始 平成 21 年 6 月 地域活動ホームガッツ・ビーと西事業開始 平成 26 年 5 月 横浜市新羽地域ケアプラザ・コミュニティハウス事業開始 令和 6 年 4 月 び・すけっと菊名、びすけっとクリニック開設 その他、グループホーム 22 ケ所、生活介護事業所 8 ケ所、地域活動支援センター 3 ケ所、障害児通所支援事業所 1 ケ所、計画相談事業所 1 ケ所を平成 9 年以降に順次開所。
事業内容等	第一種社会福祉事業 障害者支援施設 2 ケ所 第二種社会福祉事業 老人デイサービス/老人介護支援センター 3 ケ所 障害福祉サービス事業 3 5 ケ所 相談支援事業 4 ケ所/移動支援事業 1 ケ所 地域活動支援センター 3 ケ所/障害児通所支援事業 1 ケ所 公益事業 診療所 2 ケ所 / 地域生活支援事業 3 ケ所 居宅介護支援事業 4 ケ所/コミュニティハウス 1 ケ所 地域包括支援センター 4 ケ所

	収益事業 地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業4ヶ所 障害者の作品の販売 /介護用品等販売 /不動産貸付業			
財務状況 ※直近3か年 の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	3,650,668,158	3,752,589,691	4,290,318,818
	総支出	3,623,077,952	3,685,706,634	4,512,023,684
	当期収支差額	27,590,206	66,883,057	△221,704,866
	次期繰越収支差額	1,627,755,333	1,694,638,390	1,472,933,524
連絡担当者	【所 属】 【氏 名】 【電 話】 【FAX】 【E-mail】			
特記事項	令和5年度は、多機能型拠点の建設のため、建設費用等法人負担が2億5千4百万円あったため、資金収支的には赤字となっています。			